

原産品申告書作成演習解説

事例：男子用パンツ

(合成繊維製、統計番号6103.43-020)

《日オーストラリアEPA》

原産品申告書作成演習に係る 注意事項

- 日オーストラリアEPAにおいては、原産品申告書の様式は定められていないが、この演習では、税関ホームページで提供されている原産品申告書兼明細書を使用する。
- HS番号及び商品の商業上の妥当性については問題ないものとする。
- 各資料に記載されている各情報は信頼できるものとする。

STEP1 【税率の確認】

輸入品が日オーストラリアEPAで特惠税率が設定されているか
 ⇒ 実行関税率表を確認し、EPA特惠税率を確認する。

税関ホームページ → 実行関税率表

EPA特惠税率

統計番号		品名 Description	関税率					関税率（経済連携協定）							
番号			基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	シンガポール							豪州
61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）													
	020	2 その他のもの	14%		10.9%			無税	無税						2.2%
6103.43		合成繊維製のもの													
	010	1 ししゆうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%		10.9%			無税	無税						2.2%
	020	2 その他のもの	14%		10.9%			無税	無税						2.2%

男子用パンツの統計番号
 6103.43-020

特惠税率の設定あり
 (MFN税率より低い)

STEP2 【原産性の確認】

- 1 材料の原産・非原産を確認する。

MATERIAL LIST

	Material	HS code	Weight (/pcs)	Note
1	Knit Fabrics 編物	60.01	110g	AUSTRALIA Origin
2	Knit Fabrics 編物	60.04	40g	AUSTRALIA Origin
3	Knit Fabrics 編物	60.05	20g	Imported from CHINA
4	Narrow Woven Fabrics 細幅織物	58.06	5g	Woven in AUSTRALIA
5	Non Woven Fabrics 不織布	56.03	10g	AUSTRALIA Origin
6	Sewing thread 縫糸	54.01	3g	AUSTRALIA Origin
7	Button ボタン	96.06	5g	AUSTRALIA Origin
8	Zipper ファスナー	96.07	6g	AUSTRALIA Origin
9	Label ラベル	58.07	1g	Japan Origin

非
原
産
材
料

⇒ 材料表から、3、4及び9の材料が非原産材料であることが確認できる。

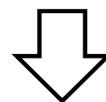
⇒ 実質的変更基準を満たす製品となるか。

STEP3 【原産性の確認】

最終製品の品目別規則を確認する。

織物・編物

「CC(類の変更)」を要し、
 「第50.07項、・・・第60類の
 非原産材料が使用された場合」は、
 日本又はオーストラリアで編み立ての工程を経
 ている必要あり。



材料表、製造工程表等を確認し、
 各材料の原産・非原産及びそのHS番号、
 製造工程を確認する。

附属書2 品目別規則 第一編 一般的注釈

(r) 5 この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、
 「(14)」は、次の規則を示す。

CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。)

六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
(14)	

STEP4 【原産性の確認】

非原産材料が品目別規則を満たすかを確認する。

日オーストラリアEPA品目別規則

61.03

男子用
パンツ

CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。)

MATERIAL LIST

	Material	HS code	Weight (/pcs)	Note
3	Knit Fabrics 編物	60.05	20g	Imported from CHINA
4	Narrow Woven Fabrics 細幅織物	58.06	5g	Woven in AUSTRALIA
9	Label ラベル	58.07	1g	Japan Origin
	Men's Pants	61.03	200g	

品目別規則を満たさない。

品目別規則を満たす。

⇒ 材料表から、4及び9の非原産材料は品目別規則を満たすが、3は満たさないことが確認できる。

STEP5 【原産性の確認】

品目別規則を満たさない非原産材料について、
救済的な規定が適用できるかを確認する。

品目別規則を
満たさない。

MATERIAL LIST

	Material	HS code	Weight (/pcs)	Note
3	Knit Fabrics 編物	60.05	20g	Imported from CHINA
	Men's Pants	61.03	200g	

第3・4条 非原産材料を使用して生産される産品

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、**締約国の原産品とみなす**。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(b)統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された**非原産材料**(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)**の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下**の場合

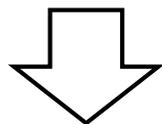
品目別規則を満たさない非原産材料の重量は全重量の10%以下
 $20g/200g=10\% \Rightarrow$ 僅少の非原産材料の規定を適用できる。

\Rightarrow 4の非原産材料は品目別規則を満たしていないが、
僅少の非原産材料の規定を適用できる。

STEP6 【原産性の確認】

結論

使用された非原産材料の一部(4)「細幅織物」、(9)「ラベル」は品目別規則を満たし、また品目別規則を満たさない非原産材(3)「織物 (Import from CHINA)」も僅少の非原産材料の規定を適用できる。



当該男子用パンツは、
日オーストラリアEPA上の
オーストラリア原産品
と認められる。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

**OAI FABRICS (AUSTRALIA) Co., LTD.
3707, XYZ ROAD, CAIRNS, AUSTRALIA**

2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)

**Invoice No. OBTH-035, 2018.01.18
B/L No. CUSL1080074**

インボイスその他の
添付資料の各情報
から転記する。



STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

インボイスその他の
添付資料の各情報
から転記する。

No. 1	3. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 男子パンツ(スタイル番号1358615)、50pcs × 500箱、N/W 5,000kg、G/W 7,500kg OAI FABRICS (IN DIA) C/T No:#1-500
	4. 関税分類番号 (6桁、HS 2012) 6103.43
	5. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC ・ <input type="checkbox"/> VA ・ <input type="checkbox"/> SP ・ <input checked="" type="checkbox"/> DMI ・ <input type="checkbox"/> ACU)

申告されるHS番号
(HS2012年版)を記載。

HS2017年版との相違が
あれば、HS2012年版に
読み替える必要がある。

PSRにチェックする場合は、
CTC、VA、SPのいずれか
にも必ずチェックする。

必要があればDMI、
ACUにチェックする。

この事例では、関税分類変更基準を適用したので、CTCに
チェック。また、僅少の非原産材料の規定を適用したので、
DMIにチェック。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

No. 1 6. 上記5. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

<原材料>

(オーストラリアで製織)

④細幅織物(第58.06項)

(非原産材料)

③編物(第60.05項)、⑨ラベル(第58.07項)

(オーストラリア原産材料)

①編物(第60.01項)、②編物(第60.04項)、⑤不織布(第56.03項)、

⑥縫糸(第54.01項)、⑦ボタン(第96.06項)、⑧ファスナー(第96.07項)

<製造工程>

豪州ケアンズ内の輸出者工場にて以下の工程を経て製品を生産する。

上記材料①～⑥を裁断、縫製工程を経て、⑦～⑨を取り付け、

本品を金属検査実施後、包装する。

<原産性について>

非原産材料を使用して生産された本品が満たすべき品目別規則第6103.43号は類変更(第50.07項、…又は第60類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。)である。

本品の非原産材料である④及び⑨はこの規則を満たす。また、③は、この規則を満たさないが、僅少の非原産材料の規定(第3.4条3(b))の適用により、本品はオーストラリア原産品である。

上記事実は別添の材料一覧表及び加工工程表によって確認することができる。

原材料、製造工程など原産性を満たす説明を記載する。

添付資料により判明する情報については、適宜簡略な記載としてよい。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

作成から一年以内に
申告すること。

8. 以上のとおり、3.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2018年 2月1日

作成者の氏名又は名称 OAI FABRICS JAPAN CO.,LTD 印又は署名

作成者の住所又は居所 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO (東京都江東区青海2-7-11)

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) **印** 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

完成！

**あとは輸入申告の際に関係書類(材料一覧表
及び加工工程表)を忘れずに添付しましょう！**